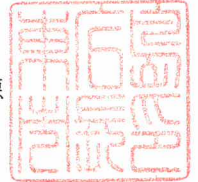


公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月1日

東広島市長 高 垣 廣 徳



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

万惣 八本松店

(2) 所在地

東広島市八本松町米満 118番14号

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,720平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル以下となる日

令和2年5月25日

5 変更する理由

閉店のため。別の用途で使用。

6 届出年月日

令和2年5月25日